

由利本荘市地域公共交通計画
策定業務委託 仕様書

令和5年5月

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会

本仕様書は、由利本荘市地域公共交通活性化協議会（以下「本協議会」という。）が実施する「由利本荘市地域公共交通計画策定業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

1 業務委託名称

由利本荘市地域公共交通計画策定業務委託

2 業務目的

由利本荘市は1市7町の広域合併だったことから県内で最大の面積を誇っているが、その公共交通については、JR「羽越本線」と第三セクター鉄道「鳥海山ろく線」の連結駅である羽後本荘駅を起点として各地域へ路線バスが走っており、路線バスの終着地の先や路線外地域への交通手段をコミュニティバスが担っている。

本市では、平成27年4月に「由利本荘市地域公共交通網形成計画」第一次を策定、令和2年度に第二次（以下「現行計画」という。）を策定し、地域の実情に即した交通体系の在り方を模索してきたところである。しかし、従前からの公共交通利用者の減少傾向には歯止めがかかっておらず、現行計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症による外出控えなど、生活様式の変化による影響を顕著に受け、公共交通機関の存続が危ぶまれる状況である。令和2年には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化再生法」という。）の改正により、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務化される等、社会情勢も変化しており、より一層持続可能な地域公共交通の在り方について、検討を求められている。

本業務では、令和7年度まで計画期間が残っている現行計画の評価・検証を行うとともに、人口減少や少子・高齢化の進展が著しい本市において、将来にわたって持続可能な交通体系の構築を図るため、由利本荘市新創造ビジョンなど本市の他の計画と整合を図りつつ、令和6年度から10年度までを対象期間とした「由利本荘市地域公共交通計画」（以下「本計画」という。）を策定することを目的とする。

3 履行期間及び履行場所

履行期間は契約締結の日から令和6年3月15日までとし、履行場所は由利本荘市全域とする。

4 業務内容

業務内容は、以下の内容を基本としつつ、国土交通省の手引き等を参考とし、本市の特性から適切な検討方法を選択し、実施するものとする。

(1) 計画準備

地域公共交通計画策定のために必要な検討項目、実施工程を整理し、業務計画書

を作成する。

(2) 計画の方向性、方針の設定

公共交通に関する問題点・課題等を整理し、それに対する計画の方向性、交通政策の基本的な方針の設定を行う。

また、計画策定にあたり、公共交通の利用者や交通事業者等に対し、実態調査、アンケート調査等を実施し、公共交通の利用状況や運行状況等の基礎データの整理を行う。実態調査等の内容については、現計画策定時に行っている調査内容等（別紙「由利本荘市地域公共交通網形成計画策定時業務内容」）を参考とすること。

(3) 施策メニューの検討調整、設定

上記2を元に、公共交通の維持・確保等を図るための施策メニューの検討調整、設定を行う。

(4) 打合せ

本業務を円滑かつ効率的に遂行するために、適宜打合せを行い、その内容について記録簿を作成する。

(5) 成果品の受け渡し

成果品については、発注者の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引渡しした時点をも本業務の完了とする。なお、本業務の成果品は全て電子データ（Word版及びPDF版）とし、CD-Rで提出すること。また成果品は次のとおりとする。

- (1) 由利本荘市地域公共交通計画
- (2) 由利本荘市地域公共交通計画概要版
- (3) 業務検討報告書
- (4) その他発注者が指示するもの

※成果品及び成果品に係るデータ等の著作権は、市に帰属するものとする。

5 資料の貸与

本業務の実施にあたり、本協議会は受託者に対し、由利本荘市で作成又は保有している作業に必要な各種計画書等の資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取り扱いを行うこととする。本業務の完了後は、速やかに本協議会に返却しなければならない。

貸与資料については、本協議会の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での使用を禁止する。

6 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、由利本荘市個人情報保護条例を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

7 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权は全て本協議会に帰属するものとする。受託者は、本業務の成果品を本協議会の了承を得ずに、本協議会への納品用途以外に利用してはならない。

8 瑕疵責任

本業務の完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は、関連する項目を再検査し、受託者の負担において不良箇所を修正、補足するものとする。

9 損害賠償等

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、全て受託者の責任において解決するものとし、本協議会に発生事由及び処理結果を文書により報告するものとする。

10 納期及び納入場所

成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は、本協議会事務局（由利本荘市企画振興部地域づくり推進課）とする。

11 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本協議会と受託者が協議の上定めるものとする。

「別 紙」

由利本荘市地域公共交通網形成計画策定時業務内容

第 2 章 業務内容

第 1 節 業務内容

第 1 項 地域内公共交通に関する現況調査

1. 各交通事業者からの輸送実績資料等の収集・整理
2. 交通空白地域の整理等

「1.」により収集した各交通事業者のサービス状況（バス路線・バス停等）を確認する。また、市内全域における商業施設、医療・福祉施設、公共施設、その他施設の位置関係を地図上に整理し、交通空白地域（鉄道駅・バス停留所からのアクセス距離が一定以上の地域）の洗い出しをする。

3. 交通空白地域における意識調査

「2.」の状況を踏まえ、発注者が指示する交通空白地域への無作為抽出・配布による意識調査を行う。（市街地部を除く 2000 票程度を想定）

第 2 項 利用者及び住民ニーズ把握調査

1. 市街地部における路線再編ニーズ調査

市街地部における路線再編ニーズを把握するため、市内主要駅、公共施設等ヒアリング調査を行う。

* 調査箇所（予定）：羽後本荘駅、由利組合総合病院、文化交流館カダール

* 調査日：平日・休日各 1 日とする。

2. 通勤・通学利用に関する調査

通勤・通学利用に関する公共交通へのニーズを把握するため、主要駅及び広域バス路線車内でのヒアリング調査、事業所等アンケート調査を行う。ニーズ把握においては、現状において公共交通の利用者、非利用者の双方のニーズを把握できるよう留意する。

* 調査箇所（予定）：羽後本荘駅及び広域バス路線 3 路線
（急行秋田線・象潟線・横手線）

* 調査日：1 調査平日（午前 6:00～10:00 頃）を想定

* 事業所アンケート調査：約 20 事業所を想定

第3項 市内の路線再編・新たな交通体系に関する検討・調査

第2項までの調査結果と現在の連携計画を踏まえ、下記項目に対し今後の市内の路線再編・新たな交通体系に関する検討・調査を行う。

- (1) 交通空白地域における交通サービス提供方法の検討
- (2) 市街地部や主要通勤・通学動線に対する路線再編の検討
- (3) 市街地部における各路線・モードの連携方法の検討